省　令

○法務省令第二号

農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（令和四年政令第三百九十五号）第八条の規定に基づき、不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十三日

法務大臣　齋藤　健

不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令

不動産登記令第四条の特例等を定める省令（平成十七年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　削除	第五章　農業経営基盤強化促進法による不動産登記の特例（第十三条―第十五条）
［第六章～第八章　略］	［第六章～第八章　同上］
第九章　福島復興再生特別措置法による不動産登記の特例（第二十一条―第二十三条）	第九章　福島復興再生特別措置法による不動産登記の特例（第二十一条―第二十三条）
第十章　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例（第二十四条―第二十六条）	
附則	附則
第五章　削除	**第五章　農業経営基盤強化促進法による不動産登記の特例**
	（一の嘱託情報によってすることができる代位登記）
第十三条から第十五条まで　削除	**第十三条**　農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和五十五年政令第二百八十八号。以下この章において「令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の嘱託情報によってすることができる。
	（申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外）
	第十四条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百八十三条第一項第一号の規定は、令第二条第一号又は第二号に掲げる登記をした場合には、適用しない。
	（一の嘱託情報によってすることができる所有権の移転の登記）
	第十五条　同一の農用地利用集積計画に基づく二以上の不動産についての令第四条の規定による登記の嘱託は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記権利者が同一人である場合には、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、一の嘱託情報によってすることができる。
	（申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外）
	第十六条　不動産登記規則第百八十三条第一項第一号の規定は、権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）第五条第一号に掲げる登記をした場合には、適用しない。
	［一章三条を加える。］
	（申請人以外の者に対する通知に関する規定の適用除外）
	第十六条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百八十三条第一項第一号の規定は、権利移転等の促進計画に係る不動産登記の特例に関する政令（令和四年政令第三百九十五号。以下この章において「令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる登記の申請は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の申請情報によってすることができる。
	（一の申請情報によってすることができる代位登記）
	第二十四条　農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令（令和四年政令第三百九十五号。以下この章において「令」という。）第二条第一号から第三号までに掲げる登記の申請は、不動産登記令第四条本文の規定にかかわらず、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、当該各号に掲げる登記ごとに、一の申請情報によってすることができる。